

「h-Anshinむこねっと患者情報共有システム」に関する施設内運用管理規程

第1条 (目的)

この規程は、_____ (以下「当施設」という。)において「h-Anshinむこねっと患者情報共有システム」(以下「システム」という。)を利用する機器及びこれらの管理に関し必要な事項を定めることにより、システムの効率的な運用及び適正な管理を図るとともにデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2条 (管理責任者)

当院は、システム利用の責任者として管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、機関の長がこれに当たる。
- 3 管理責任者は、当施設内の「システム」の安全かつ適正な利用を図り、データの活用にあたって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないようデータの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 4 管理責任者は、「システム」に異常を認めた時は、直ちにh-Anshinむこねっと患者情報共有システム管理責任者に報告しなければならない。

第3条 (利用者の責務)

利用者は、「システム」の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者は、「システム」の利用について、この規程のほか、h-Anshinむこねっと患者情報共有システム管理運用規定を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、ウイルスパターンファイルを最新化し、コンピュータウイルスが「システム」に侵入しないよう注意しなければならない。
- 5 利用者は、自らの利用者識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。
- 6 利用者は、Winny その他のP2Pファイル交換ソフトを接続機器へインストール及び使用してはならない。
- 7 利用者は、「システム」に異常を認めた時は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。